

高根沢町子ども条例（案）の概要について

1 制定理由

高根沢町ではこれまで、他市町に先駆けて、子ども及び子育てを支援する事業（以下「子ども施策」という。）に取り組んできました。

今後も、子どもが健やかに育ち、学び、安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指し、「子ども施策」を総合的かつ継続的に推進していくため、町の「子ども施策」の基本となる事項について、条例を制定しようとするものです。

2 制定概要

(1) 位置付け、特徴等

この条例は、町の「子ども施策」の“基本条例”として位置付けられるものであり、「子ども施策」の推進に関する町の基本理念を定めるものです。

また、特徴として、「子どもの学び」に配慮し、『「子ども学び」の支援』について規定するほか、現在取り組んでいる高根沢町版コミュニティスクール「みんなの学校」の推進を踏まえ、「地域社会全体で子どもや子育てを支援すること」について規定しています。

(2) 概要

①前文

本条例制定の背景、理念、町の決意等を表現しています。

②第1章 総則（第1条－第3条）

本条例の目的、用語の定義、基本理念を定めるものです。

③第2章 町の責務及び施策（第4条－第10条）

第4条は、町の責務として、第5条から第10条までに定める町の子ども施策を実施しなければならないことを規定するものです。

第5条から第10条までは、町が実施すべき施策である、教育及び保育サービスの充実、健康の確保及び増進、学びの支援、相談体制の充実、援護を必要とする子ども及び子育て家庭への支援、子育て環境の整備について規定するものです。

④第3章 役割等（第11条－第15条）

保護者、学校等、地域住民、事業者のそれぞれの役割を定め、相互に連携及び協働して子ども施策の推進に努めることを規定するものです。

⑤第4章 推進体制（第16条・第17条）

町は、子ども施策を実施するための基本計画を策定すること、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること等を規定するものです。なお、この基本計画については、「高根沢町子ども子育て支援事業計画」との重複部分を整理し、当該計画と統合した計画とすることを予定しています。

⑥第5章 雑則（第18条）

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定するものです。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行します。